

特別支援保護者説明会アンケート回答

	Q	A
	幼児教育施設	
1	特別支援学校の対象であると思いますが、必要書類を提出しない場合は、支援学級に自動的に行くことになりますか？	必要書類を提出しないという事は、申請しないという事であり、通常学級になります。
2	通級が週に何時間まで可能ですか？	週1～8時単位時間 LD・ADHDに関しては月1単位時間からでもよい。
3	発達検査を受けられる場所を知りたい。	医療機関は予約がとれなく、1年まちの所もあります。発達・知能検査依頼書を園を通して、委員会に提出お願いします。
4	準備する書類が「△すでにもっている場合必須」はなにをすでにもっている場合？になるのか。1年前の意見書でももっているの、それは提出してくださいの意味でOKですか？	OKです。△はあれば望ましく、総合的な判断材料とします。改めてとる必要はありません。
5	吃音があり、言語のリハビリを定期的にかよっている。リハビリをしているSTの方からは通級教室は、申請してもはじかれる程度ときいてます。どの程度で申請なのか、判断ができない。また、療育手帳は必要か？	言語通級に関しては吃音の診断書があれば、該当します。STによる構音検査も受けてください。療育手帳取得は必要ではないです。
6	発達障害の場合、特に診断されていない場合はどうしたらいいか？	その子の特性の総合的判断により判定します。必要書類(検査結果等)を揃えて申請おねがいします。